

## 令和元年度官公需における取組について

令和元年12月  
中小企業庁

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標や受注機会の増大のための措置事項等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について、毎年度閣議決定。（令和元年度は9月10日）

## 1. 国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標

## (1) 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和元年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約比率が前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として 55.1%、契約金額が 約4兆3,369億円 になることを目指す。

	令和元年度目標	平成30年度実績
官公需総額	7兆8,710億円	7兆8,181億円
中小企業・小規模事業者向け契約金額	4兆3,369億円	4兆0,027億円
中小企業・小規模事業者向け契約比率	55.1%	51.2%

（参考）国等の官公需契約目標・契約実績の推移

## (2) 創業10年未満の新規中小企業者向け契約目標

契約比率が前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として 3% を目指す。

<参考>

平成30年度 契約実績額 745億円 比率 0.95%

（平成27年度～平成30年度 契約比率平均 1.32%）

## 2. 基本方針における主な措置事項

- (1) 地方公共団体と連携した「働き方改革」に関する取組の強化  
関係省庁が連携して、地方公共団体等に対して、発注時期等の平準化に必要な取組の共有や要請等を直接行う体制を強化する。
- (2) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮  
防災・減災に資する 事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者を積極的に活用し、受注機会の増大に努める。
- (3) 消費税引き上げによる適正な転嫁  
消費税の引き上げ前後、いずれの状況でも 適正な転嫁を確保する。
- (4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し  
年度途中で 最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するよう努める。

## 3. 各府省等の契約目標

国等の契約の基本方針を踏まえ、各府省等が策定（別添 1 参照）

## 4. 各府省等における主な取組（別添 2 参照）

- (1) 年間発注見通しの公表や十分な公告期間の設定等による入札環境の整備
- (2) 国庫債務負担行為などを活用した発注の平準化
- (3) 入札参加資格の下位等級者が参加可能となるような評価項目の弾力的運用
- (4) 少額の発注案件に関する中小企業者の積極的な活用
- (5) 地方支分部局における地域の中小企業者の積極的な活用

# (参考)国等の官公需契約目標、契約実績の推移

(単位：億円、%)

年 度	目 標			実 績		
	官公需総予算額	中小企業・小規模事業者向け目標額	比 率	官公需総実績額	中小企業・小規模事業者向け実績額	比 率
21	99,239	51,993	52.4	78,921	41,932	53.1
22	68,796	38,656	56.2	61,600	32,265	52.4
23	67,467	37,915	56.2	68,791	36,256	52.7
24	68,052	38,312	56.3	71,181	38,067	53.5
25	74,068	41,902	56.6	79,615	42,779	53.7
26	77,204	43,744	56.7	74,278	39,211	52.8
27	72,388	39,568	54.7	71,032	36,097	50.8
28	70,442	38,791	55.1	74,529	38,338	51.4
29	69,347	38,185	55.1	74,951	38,251	51.0
30	73,110	40,294	55.1	78,181	40,027	51.2
R元	78,710	43,369	55.1			

注1：「国等」とは、国の機関（17）に公庫等（独立行政法人、国立大学法人、国立研究開発法人、公庫等（平成31年4月1日現在182法人））を加えたもの。

注2：「官公需総予算額」とは、当初予算額、又は「国等の契約の基本方針」の閣議決定までに成立した補正予算がある場合には、当初予算にこれを加えた額をいう。

注3：官公需対象品目について、平成21年度実績及び平成22年度目標から中小企業・小規模事業者の受注可能性がないもの（一部の医薬品、海上保安船舶等）を除外する等の見直しを行った。

注4：平成22年度の官公需総実績額及び中小企業・小規模事業者向け契約実績額、平成23年度の官公需総予算額及び中小企業・小規模事業者向け契約目標額には、東日本大震災により被災し集計不能となった一部の地方機関・部署の数値が含まれていない。

注5：平成27年度の官公需総実績額及び中小企業・小規模事業者向け契約実績額、平成28年度の官公需総予算額及び中小企業・小規模事業者向け契約目標額には、熊本地震により被災し集計不能となった一部の機関の数値が含まれていない。

## 各府省等における契約目標及び実績

(%)

各府省等名	令和元年度（目標）		平成30年度（実績）	
	中小企業・小規模事業者向け契約目標比率	新規中小企業・小規模事業者向け契約目標比率	中小企業・小規模事業者向け契約実績比率	新規中小企業・小規模事業者向け契約実績比率
衆議院	55.1	0.72	27.3	0.29
参議院	55.1	0.62	31.9	0.31
最高裁判所	51.5	3.0	47.4	0.66
会計検査院	60.0	前年度実績を上回る	55.4	4.81
内閣・内閣府	53.4	2.0	48.2	1.50
復興庁	47.2	概ね 3.0	32.2	0.93
総務省	52.0	前年度までの実績を上回る	46.7	3.18
法務省	53.0	3.0	37.2	0.78
外務省	56.0	3.0	37.2	2.82
財務省	61.7	3.0	57.2	1.25
文部科学省	77.5	0.5	88.1	0.27
厚生労働省	68.4	3.0	68.4	0.66
農林水産省	77.0	2.5	73.4	0.88
経済産業省	66.7	7.9	66.6	7.86
国土交通省	61.2	1.7	61.1	0.89
環境省	62.1	1.14	30.7	0.54
防衛省	55.8	3.0	43.7	1.03

各府省等名	【昨年度実績を上回るために講じる方策】	【取組事例】
衆議院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記し解りやすい説明となるよう努める。</li> <li>・入札に当たっての適切な公示期間の設定。</li> <li>・「ここから調達サイト」の活用 等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地復興支援 東日本大震災(H23)や熊本地震(H28)に加え、西日本を中心とした「平成30年7月豪雨」や今年度の台風15号・19号等の被災地域への配慮。</li> <li>・働き方改革支援 労働時間の短縮や労働条件の改善がしやすいよう、適正な納期や工期の確保や契約内容における配慮。</li> <li>・公告期間の拡大</li> </ul>
参議院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少額の随意契約を行う際には、小規模事業者からも見積書を取得するよう努める</li> <li>・競争参加者の資格設定に関し、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事等の発注見通しをホームページで公表する。</li> </ul>
最高裁判所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少額随意契約が可能な案件については、できるだけ中小企業・小規模事業者を見積り依頼先に含める。</li> <li>・中小企業者が参入しやすいように適切な納期・工期を設定し、また納入回数及び納入場所に配慮する。</li> <li>・入札公告を行った案件について、できるだけ中小企業・小規模事業者へも情報提供する。</li> <li>・仕様書に性能、規格等必要な事項を明記するとともに、十分な説明を記載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の繰越、翌債、国庫債務負担行為を活用した平準化。</li> <li>・早期発注による平準化。</li> </ul>
会計検査院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少額随意契約を締結する場合にはより多くの中小企業者へ情報の提供を行い、一般競争においてもHPを利用した速やかな調達情報の提供に努めるとともに、下位等級者の競争参加が可能となるよう、競争参加資格について弾力的な運用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な納期・工期の設定、納入回数及び納入場所の確保。</li> <li>・オープンカウンター方式の採用。</li> <li>・下位の級の者の競争参加。</li> <li>・入札公告のHP掲載。</li> </ul>
内閣・内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少額随契を対象として、中小企業者の受注機会の拡大に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少額随契を締結する場合には、中小企業者から見積りを徴収。</li> <li>・事業の品質確保に配慮しつつ入札参加資格の制限を緩和(等級、地域、品目の撤廃)。</li> <li>・HPへの入札予定案件の事前公表やメルマガによる積極的な情報配信を実施。</li> </ul>
復興庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格要件の更なる緩和(対象案件の拡大)</li> <li>・地方支分部局での入札手続の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格の要件の緩和(等級、地域等)</li> <li>・ホームページへ調達予定情報を事前公表</li> <li>・オープンカウンター方式の採用</li> </ul>
総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札において、引き続き下位等級者が参加できるよう弾力的な運用を行うとともに、少額随意契約の場合は、中小企業・小規模事業者からの見積書の徴取を徹底することとし、各調達部局の取組や実績の進捗等を管理し、必要に応じて改善策等を講じる。</li> </ul>	<p>総務省は、契約の大多数を占める物品購入、役務等において、主に以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期の契約、履行期間の確保等、中小企業・小規模事業者が参入し易い環境整備に努める。</li> <li>・近年発生した地震、台風による被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、被災地域からの積極的な物品等の調達、適正な納期の設定等に努める。</li> </ul>
法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者が供給可能な物品、役務及び工事の内容を確認するなど情報収集に努めること、受注できる可能性があるかと判断した場合に、適宜の方法により、当該入札に係る情報提供を行うことなどの各種方策について、当省の運用に係る通知を定め、本省局部課及び所管各庁に周知した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争参加資格の設定に際して、下位等級者であっても契約の履行に支障がないと認められる調達案件については、競争入札への参加を認め、受注機会を確保。</li> <li>・近隣の官署、地方公共団体、商工会議所等の掲示板への入札公告の掲示。</li> <li>・早期の発注等と履行期間の十分な確保。</li> <li>・公共工事等において、オープンカウンター方式による随意契約を実施。</li> </ul>
外務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ上における発注見通し及び入札情報に関する情報発信等の従前の取組を継続するとともに、本年9月より、中小企業・小規模事業者が余裕を持って計画的に参加できるように一般競争入札の公示期間を延長したことを通じて、一般競争入札等における中小企業・小規模事業者の受注機会を最大限確保すべく、引き続き努めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注時期の平準化等を省内回章にて周知。</li> <li>・一般競争入札等の公示期間の延長(本年9月から実施)。</li> <li>・オープンカウンター方式の活用。</li> <li>・統一競争参加資格の下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用。</li> </ul>

財務省	<p>①官公需情報の提供の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンカウンタ方式による見積り合せの情報もホームページへ掲載</li> </ul> <p>②中小企業者が受注し易い発注とする工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子調達システムを利用した入札が可能</li> </ul>	<p>1) 適正な納期・工期、納入条件等の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注時期の平準化に向けた実態把握の実施、納入条件の明確化</li> <li>・発注見通しや入札情報をホームページへ掲載 等</li> </ul> <p>2) 調達・契約手法の多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争参加資格の弾力的な運用の実施、十分な公告期間の設定</li> <li>・オープンカウンタ方式による見積り合せの実施 等</li> </ul> <p>3) 官公需情報の提供の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書等に性能、規格等を明記するなど十分な説明を実施 等</li> </ul>
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少額随意契約を実施する際には、見積もり先が固定化しないように、契約実績の少ない新規中小企業者に対しても、積極的に、見積もりの提出を依頼。</li> <li>・契約の履行確保に支障がない限り、評価項目に過去の実績を求めない等の配慮。</li> <li>・競争参加者の設定に関し、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンカウンター方式の採用。</li> <li>・予算の繰越や国庫債務負担行為の活用、早期の発注等の取組による平準化。</li> <li>・中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期や工期を確保。</li> </ul>
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札における一般競争参加資格要件の設定に当たっては、調達内容に応じ、事業者の履行能力や過去の調達実績等を考慮した上で、最大で本来等級の二等級下位の業者も参加可能とするなど、中小企業者が応札しやすい取組を行う。</li> <li>・また、新規中小企業者の入札への参加を促進するため、当省のHPに掲載している調達サイトの内容を改修し、調達分野ごとに情報を掲載するなど、応札者に分かりやすい方式による情報発信を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事の調達に当たり、準備期間を十分確保できるよう、公示期間を長く設定するとともに、施工期間についても余裕を持たせて設定した。</li> <li>・当該年度に発注予定の公共工事について、工期や概要、発注見通し等をHPに掲載した。</li> <li>・物品等の調達において、納期までの期間を十分確保し、中小企業でも対応できるよう配慮を行った。</li> </ul>
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価落札方式において地域精通度等に加え、迅速性や融通性等を評価項目として考慮。</li> <li>・一括調達、共同調達に際し、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の競争参加が可能となるよう弾力的に運用。</li> <li>・少額随意契約による場合には、中小企業者に見積書の提出を依頼。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注に当たっては、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により、時期の平準化を図り、適正な納期・工期を設定。</li> </ul>
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き適切な調達期間の確保に努めることに加え、原則としてすべての調達について説明会を開催し、調達内容の理解浸透を図る。</li> <li>・経済合理性・公正性等に問題のない範囲で分離・分割発注を行い、更なる中小企業者の競争への参入を促す。</li> </ul>	<p>①役務(調査事業)については、第4四半期における契約締結を原則禁止することにより、発注時期の早期化を図っている。</p> <p>②年間発注予定表をホームページに掲載し、随時アップデート(※)することで、事業者が余裕をもって入札参加の検討・準備が出来るよう努めている。</p> <p>※今年度においては平成31年1月、令和元年5月、8月にそれぞれ公表</p> <p>③少額随意契約についてはオープンカウンター方式による調達を推進し、中小企業者に限定した競争を実施。</p>
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情を踏まえた適正な工期の設定や適切な予定価格の作成を行う。</li> <li>・物件等の発注に当たっては、分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうか検討した上で、可能な限り分離・分割して発注するように努めることとし、また、納期・工期等についても、中小企業者等が十分に対応できるように配慮を行うことにより受注機会の増大を図るよう努める。</li> <li>・地方支分部局等において、少額の契約案件を調達する場合、地域の中小企業・小規模事業者等と随意契約を行う等の配慮をするなど、積極的に地域の中小企業・小規模事業者等を活用していく。</li> <li>・新規中小企業者の受注機会の増大については、工事の品質の確保等に留意しつつ、評価項目を設定する際には過去の実績を過度に求めないよう配慮し、また、少額の随意契約を実施する場合、見積先に新規中小企業者を含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、新規中小企業者にも配慮するなどの取組を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な納期・工期を確保するため、新・担い手3法も踏まえつつ、国庫債務負担行為の活用や地域単位での発注見通しの統合・公表等を実施。</li> <li>・オープンカウンター方式の採用。</li> <li>・「ここから調達」に掲載されている事業者への見積り依頼や、新規中小企業者に対して積極的に見積り依頼の実施。</li> <li>・一般競争入札に際し、契約の履行の確保に支障がない限り、中小企業者等の過去の実績を過度に求めないよう配慮。</li> <li>・競争参加資格者の資格の設定に際し、契約の履行の確保に支障がない限り、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用の実施。</li> </ul>
環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少額の物品や役務等の調達の際は、中小企業者に対して積極的に見積もりを依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札による調達の際、調達の情報について、ホームページへ掲載し、中小企業者等へ広く情報を発信するとともに、中小企業者も十分対応ができるよう適切な納期の設定及び発注時期の平準化を行っている。</li> </ul>

防衛省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少額随契におけるオープンカウンター方式の見積提出に当たって、今まで、全省庁統一資格を有していることを条件としていたところ、全省庁統一資格を有していない場合でも、オープンカウンター方式の見積提出を可能とし、既に全省庁統一資格を有している場合には、C又はD等級の者に限定。また、原則として契約保証金を免除することとした。(令和元年11月15日適用)</li> <li>・入札に参加しやすい環境づくりのため、国等の工事实績に限られていた工事成績の評価について、評価対象を地方公共団体等の工事についても追加した。(令和元年7月1日適用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方の駐屯地、基地ごとに糧食を分離・分割発注することで、地域に密接した調達に努めるとともに、発注単位についても、「野菜類」、「魚介類」といったまとまった単位とするのではなく、例えば、「じゃがいも」、「ねぎ」、「大根」などのような単品目とすることによって、複数の中小企業者が参入できる機会を拡大するよう努めている。</li> <li>・公共調達への参加経験のない中小企業・小規模事業者に対して、地元自治体、商工会議所の協力を得つつ、説明会の実施や入札場所の拡大などの情報提供を行っている。</li> <li>・建設工事においては、適切な規模での分離・分割発注の実施や総合評価落札方式における地域精通度等の評価を実施している。</li> <li>・防衛省の建設工事の受注拡大のため、パンフレットを作成しHPに公表するとともに、建設工事に係る説明会等を実施する際、地元自治体・商工会議所等を通じ地元の建設業者等に配布している。</li> </ul>
-----	---	---